

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮津市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 宮津市

#### (1) 現況

本市は豊かな水資源に恵まれ、この水資源を活かした良質な米の生産を中心に農業経営が行われている。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路、耕作道路を適切に保全管理することが必要であるとともに、水質保全等のため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図っていくことが重要となってきた。

また、全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、及び第3号に掲げる事業を推進し、農業の持続的発展と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	宮津市全域	法第3条第3項第1号、第2号及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

##### 1 対象農用地の基準

###### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### ア 対象地域

宮津市全域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、半島振興法（昭和60年法律第63号））

###### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地をすべて対象
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

- (1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- (2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、宮津市地域農業担い手認定制度実施要領（以下「要領」という。）に基づき認定した者（ただし、要領第3の2のアに規定する農業経営指標に照らし認定した者を除く。）又は宮津市地域水田農業ビジョンの担い手リストに定められた者とする。

## 4 その他必要な事項

- 1) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- 2) 自然災害を受けている農用地については、協定最終年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。